

「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針（案）」に対する意見について

・提出された意見の概要及び当該意見に対する教育委員会の考え方

	意 見 の 概 要	意 見 に 関 す る 教 育 委 員 会 の 考 え
1	p.1「Iはじめに」の冒頭；「本村では、第五次湯川村振興計画において、～小学校の統合を目指して検討を進めてまいりました」とあるが、実際はこの期間は迷走してきたと言うことの方が適切ではないか。第五次湯川村振興計画スタート当初からの八年間の貴重な時間を無為に過ごしたことに対する教育委員会の評価を聞きたい。	平成28年度からの第五次湯川村振興計画で「～小学校の適正規模、小中一貫教育などの検討を図りながら、～学校施設の環境整備の充実を推進します」と述べております。「小学校の在り方『庁内検討会』」、「小学校のあり方について意見を聞く会」を経て、令和6年度に「小学校のあるべき姿検討委員会」で「小学校の統合を目指す」方向性が示されるまで8年間が費やされました。この間に人口や児童生徒数の減少を含め、教育情勢が大きく変わりました。「無為に過ごした」のではなく、様々な立場の方からご意見をいただきながら「統合」の方向性に至る上で必要な期間だったと捉えております。
2	p.1「Iはじめに」②；湯川村立小学校のあるべき姿について、なぜ、検討委員会からの報告に留まり、教育委員会としての公式見解を表明しないのか。定例議会での教育長答弁では、2月6日の教育委員会定例会で「アンケート調査結果と検討委員会報告書について分析・評価し、考察した」としているが、未だにその公式見解を公表できない理由と「基本方針(案)」に記載されないことについて説明してほしい。	教育委員会は「小学校のあるべき姿検討委員会」の報告書をアンケート調査結果を分析しながら検討いたしました。そして、報告書の内容が本村が目指す小学校の姿であると評価をし、教育委員会として報告書を公開しました。教育委員会ではこの検討委員会の報告書及び教育委員会としての分析・考察をもとに基本方針を策定し、基本構想、基本計画の策定と進めてまいります。なお、終わりの文章を「～尊重しながら、設置形態を『小中一貫型の学校』という案にまとめ、この基本方針を策定しました。」と修正いたします。
3	p.5「II検討委員会による検討内容」；ここでの「1校に統合することが適切」との結論は検討委員会の結論であり、教育委員会の結論であるとは言いがたい。教委員会としての見解として「1校に統合することが適切」であることを記すべき。	この部分は、小見出しのとおり「検討委員会による検討内容」について述べたものです。 なお、検討委員会の報告をふまえ、教育委員会として検討した結果をまとめたものが、この「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針」となります。
4	p.5「III報告を受けての基本方針」；「検討委員会からの報告を尊重し」とあるが、「教育委員会の検討内容を受けての基本方針」	この「湯川村立小学校の整備に向けた基本方針」が、教育委員会として検討した結果であり、方針となります。

	とすべきではないか。	
5	p.5「Ⅲ 3 地域と学校のつながりについて」；「地域と共にある学校」との表記があるが、中央教育審議会や文部科学省の指針にあるように「地域とともにある学校」と表記すべきではないか。	誤表記でした。ご指摘のとおり、「地域とともにある学校」と修正いたします。
6	p.5~6「Ⅲ 5 2校存続を希望する子どもたちの気持ちの重視について」； どのような結果が出ても尊重すると教育長は言明していたが、「統合を望まない」という多数の意見を尊重することなく、現場の先生方に対応を一任する考え方には違和感を覚える。統合しないで進めるビジョンも検討することが必要だったのではないか。	<p>小学生へのアンケート結果は、「合わさって1つの小学校になった方がいい」が36%、「2つの小学校のままがいい」が53%、「わからない」が11%でした。「子どもたちの意見を尊重する」ことは、単に数値的な結果のみを重視するのではなく、「子どもたちがどんなことを望んでいるか」ということをしっかりと受け止め、その気持ちに応えるために具体的な対応策を講じることだと考えます。「2つの小学校のままがいい」と答えた理由として多かったのが、「人数が少ないほうがおちついで勉強や生活ができる」、「人数が少ないほうがたくさん教えてもらえる」でした。子どもたちは、おちついでいる環境の中でたくさん学んだり、友達と遊んだりしたい、先生に声をかけてもらいたいと願っています。子どもたちのこれらの願いに応えることができるよう、また、人数が多くなることに伴う不安を解消できるように、教育委員会として学校と連携して児童生徒理解及び具体的な指導援助を積極的に行ってまいります。</p> <p>ご指摘をいただいた部分について、「～～アンケート結果からわかりました。」以下を次のとおり修正します。また、このⅢ-5部分の「子どもたち」という文言について、対象を明確化し「児童」に修正します。</p> <p>「児童は人数が多くなることに対して様々な不安を感じているのだと思います。</p> <p>児童は、おちついでいる環境の中でたくさん学んだり、友だちと遊んだりしたい、先生にたくさん声をかけてもらいたいと願っています。児童のこれらの願いに応えることができるよう、また、様々な不安を解消できるように、教育委員会として学校と連携して児童理解及び指導援助に積極的にあたり、湯川村の未来を担う児童を育てていきます。」</p>
	a. 6 「Ⅳ 1 統合小学校の形態（一条校の種類）について」；	①一条校とは、学校教育法第1条に定められている学校のことで、幼稚園・小

7	<p>①一条校は「小学校」「中学校」「義務教育学校」の3つの区分されるものと解する。「小中一貫教育校を目指す」と言うことは、「義務教育学校」の設置を目指すということにならないか。学校教育法の改正により、「小中連携教育校」と「義務教育学校」の2つに区分されたのではないか。</p> <p>②小中学校の設置形態については、「学校整備委員会（仮称）」で決定するとあるが、本来、小中学校の設置（学校体系及び形態等）にかかる判断は教育委員会が決定するものと考える。決定に際し、どの時点で教育委員会の意志が反映するのか。なお、「学校整備委員会（仮称）」の報告を受けた後、事後に教育委員会が「基本構想」の確定の際に決定するのであれば、「決定する」との表現は適切ではないと考えるが、いかがか。</p>	<p>学校・中学校・高等学校・大学・特別支援学校・高等専門学校、小中一貫の義務教育学校・中高一貫の中等教育学校など国が定める基準を満たしている学校のことです。</p> <p>小学校統合に合わせて「小中一貫型の学校」を目指したいと考えますが、「義務教育学校」か「小中一貫型小学校・中学校」かについては、今後設置される「学校整備委員会（仮称）」で検討し、教育委員会で決定してまいります。「小中一貫型の学校」にすることにより、中1ギャップの予防や学力向上、豊かな人間関係の構築を図るとともに、湯川村ならではの魅力的な教育活動を創出します。</p> <p>②ご指摘いただいた、『今後、設置を予定している「統合小学校整備委員会（仮称）」で、本村の実態に即した形態を決定していきます。』について、『学校の形態については、今後、設置を予定している「統合小学校整備委員会（仮称）」で、本村の実態に即した形態を検討いただき、教育委員会で決定していきます。』に修正します。</p>
8	<p>p. 7「IV 2学校の新設・改装について」；「ゆがわっ子育成プラン」の方針は保幼小中の連携教育の体系化を目指すものであったと認識しているが、保幼小中一貫教育体系としてのビジョンが「基本方針」に示されていないのはなぜか。</p>	<p>この基本方針は、小学校2校の統合に合わせて「小中一貫型の学校」を目指すものです。</p> <p>「ゆがわっ子育成プラン」は、保・幼・小・中の15年間をつなぐ教育ビジョンで、保・幼・小・中の連携について示したものです。小学校が統合し、さらに小中一貫型の学校になっても、この教育ビジョンを引き継いでいきたいと考えております。「小中一貫型の学校」になることにより、これまで以上に保・幼と連携して15年間をつなぐ教育活動を推進し、「湯川村が大好きなゆがわっ子」の育成を目指してまいります。</p>
	<p>p. 7「IV 4特色ある教育の創出」；</p> <p>①(1)から(3)までの各項目で小学校を主体とした方向性を示しているが、保育所、幼稚園、放課後児童クラブには一言も触れて</p>	<p>①この基本方針（案）は、笈川小・勝常小が統合して1つの学校になり、さらに小中一貫型の学校になって、湯川村ならではの「特色ある教育」を創出する</p>

9	<p>いない。小学校にのみ重きを置いて教育の方向性を示しているようで、「施設一体型」の小中一貫教育校に対して整合性がとれていない。保育所・幼稚園については「認定こども園」として組織の再整備・再編制も視野に入れた検討結果を明記すべき。放課後児童クラブについても、令和11年度以降の運営ビジョンを明記すべき。教育の対象となる子どもたちが「児童」のみの表現になっており、本文全体をとおして一貫性がない。</p> <p>②この項は地域と学校の在り方を目指す方針の表明であると理解するので、新設される学校のコミュニティ・スクールの運営ビジョンに言及することを提案する。学校運営協議会と地域学校協働活動本部の連携・協働の関係が明確に表現されることになり、「湯川村が大好きなゆがわっ子」の育成につながるのではないか。</p>	<p>ことについて述べたものです。保育所、幼稚園、放課後児童クラブに関しては、この後の基本構想の中で示してまいります。なお、本村では保育所・幼稚園共に待機児童が0人であること、現在の施設での保育・幼児教育を適切に行うことが十分に可能であることから、認定こども園の設置については考えておりません。</p> <p>②ご指摘いただいた部分について、「学校運営協議会と地域学校協働本部の連携・協働により、」と修正します。</p> <p>* 4 (3)冒頭の「児童一人一人の～」を、「児童生徒一人一人の～」と修正いたします。</p>
10	<p>p.8「V 1児童に対する配慮」；このたびの学校新設は、二つの小学校の単なる統合ではなく、施設一体型の保・幼・小・中の一貫教育校を目指すのではないか。幼児・園児・児童・生徒及び保護者に対する配慮事項を明確にすることを求める。</p>	<p>施設一体型となるのは小学校と中学校のみです。小学校が統合し小中一貫型の学校となった後も、保育と幼稚園教育はそれぞれ現在の保育所と幼稚園で行われます。保育所、幼稚園、新設される小中一貫型の学校の3施設は、それぞれ独立した施設となります。「ゆがわっ子育成プラン」に基づいて保・幼・小・中の15年間をつなぐ教育を推進してまいります。</p> <p>*「V 1 児童に対する配慮」を「V 1 児童生徒に対する配慮」と修正します。また、研究会や研修会の開催に加えて、学力テストや諸調査、様々なケースへの対応等にも教育委員会として積極的にかかわるとともに、こども家庭センターとも連携して対応することを明記します。</p>
	<p>p.8「V 2通学に関する配慮」；</p> <p>①スクールバスの導入の予定について、国の定める基準の4kmではなく、「2km以上」とした理由は何か。</p>	<p>①湯川中学校と施設一体型となるので、国の定める「4km以上」ですと、村内に該当する集落はありません。小学校低学年の児童の体力や集団登校時の協調性等を考慮すると、徒步通学は現在の笈川小学校・勝常小学校の最長の通学距離（道のり）までと考えて、およそ「2km」としました。</p>

11	<p>②2kmは通学路の実測距離か、学校を中心とした同心円か。さらに、該当する集落は何力所になるのか。</p> <p>③小学生だけで、中学生や幼稚園児は対象にはならないのか。</p> <p>④登校の際には問題にならないと思うが、下校に際しては学年等によって 下校時刻を一律にできないことが懸念されるが、この点についての検証 結果を示してほしい。</p> <p>⑤スクールバスは直営か業務委託か。配車台数や最大乗車時間等の検討結果を聞きたい。</p> <p>⑥スクールバス導入に係るメリット・デメリットについて聞きたま。</p>	<p>②スクールバス導入範囲は、今後検討してまいります。</p> <p>③スクールバスの対象は小学生だけです。中学生や幼稚園児は、現在と同様の通学方法となります。</p> <p>④下学年と上学年に分けて下校することを想定しています。</p> <p>⑤今後検討してまいります。</p> <p>⑥スクールバス導入のメリットは、児童の安全・安心です。夏季の熱中症や悪天候、危険な動物や不審者等への不安を解消することができます。デメリットとしては、児童の体力低下が懸念されることやバスの維持管理費及び運転手雇用に係る経費が必要になることなどが挙げられます。</p>
12	<p>p.8「IV 3 『むらづくり』政策との連動について」；</p> <p>①具体的にはどのような「むらづくり」政策と連動して検討してきたのか。第五次湯川村振興計画及び湯川村第2期まち・ひと・しごと創成人口ビジョン・総合戦略、湯川村過疎地域持続的発展計画等のどのような計画項目と連動した検討を重ねてきたのか。また、今後どのような計画項目と連動する必要があるのか。具体的な項目をあげて示してほしい。</p>	<p>①第五次湯川村振興計画（平成28年度～平成37年度）では「～小学校の適正規模、小中一貫教育などの検討を図りながら、～学校施設の環境整備の充実を推進します」とあります。また、湯川村第2期まち・ひと・しごと創成人口ビジョン・総合戦略には「～小中一貫・義務教育学校など新たな教育体制の検討を図りながら～」とあります。湯川村過疎地域持続的発展計画にも「小学校の適正規模、適正配置の検討を進め、学校施設の環境整備の充実に努める」とあり、これらを受けた検討を進めてまいりました。今後は第六次湯川村振興計画の「むらづくりの基本理念」を柱とした取組を検討してまいります。ICTを活用した教育や「令和の日本型学校教育」である「すべての子どもたちの可能性を引き出す『個別最適な学び』と『協働的な学び』の実現」及び県の第7次総合教育計画が掲げる「学びの変革」や「学校の在り方の変革」に取り組みな</p>

	<p>②「近隣市町村と連動した移住促進政策等等」とはどのような政策・施策なのか。</p> <p>③統合に反対する意見をもつ村民の心情に寄り添ったコメントや見解を読み取ることができない。反対意見も尊重しながら、統合の必要性の理解を促す努力が必要だと考える。このためにも「教育委員会の検討内容」に置き換えた視点での「基本方針」にすべきではないか。</p>	<p>がら、多様化する教育内容や安全対策にも適切に対応でき、湯川村ならではの魅力ある教育活動が展開できる学校づくりを進めてまいります。</p> <p>②方向性や具体的な中身については、今後検討してまいります。</p> <p>③教育委員会として検討いたします。</p>
13	p.9「VI開校までの進め方について」；「小学校の整備に向けた事業」というのは単に2つの小学校を統合するだけではなく、新たに村立の保・幼・小・中の一貫教育を目指す学校の設置だったはず。このことから委員会や事業スケジュールの呼称については再検討すべきではないか。	この基本方針は、小学校2校の統合に合わせて「小中一貫型の学校」を目指すものです。湯川村として保・幼・小・中をつなぐ教育をこれまで同様に推進してまいりますが、本件では保育所や幼稚園を含めた一貫教育までは想定しておりません。
14	p.10「VIIまとめ」；まとめの冒頭文からは、小学校の整備に向けた作業の目的が「複式学級の解消を目指す」ということに尽きるように思われる。教育委員会の責任として「未来につなぐ持続可能な教育環境の整備」という命題を第一義的な目的として表明し、「基本方針」の柱として掲げなければならないのではないか。「教育環境の整備と教育の質の向上を図りながら、次世代を担う人材の育成に向けて邁進」していくのか疑問である。	「複式学級の解消」は、小学校を統合する最も大きな目的のひとつであり、早急に統合を進めなければならない理由です。現在の笈川小学校・勝常小学校の校舎の老朽化も大きな課題です。ICTを活用した教育や「令和の日本型学校教育」である「すべての子どもたちの可能性を引き出す『個別最適な学び』と『協働的な学び』の実現」等、多様化する教育内容や安全対策にも適切に対応するとともに、湯川村ならではの魅力ある教育活動を創造・展開し、次世代を担う人材を育成していくために必要な教育環境の整備を進めてまいります。
	<p>※「パブリックコメント」の実施について；</p> <p>①意見公募期間が年末年始期間（9日間）を入れて25日間と短期間だった。「村民に寄り添った行政、透明性の確保された行政、村民参加の推進による行政」等を標榜するのであれば「湯川村の</p>	<p>①統合小学校開校までのスケジュールから、パブリックコメントの公募期間を1月7日までとしました。年末年始期間が含めての25日間でしたが、村民の皆様から十分にご意見を募集できる期間と考えました。</p>

	<p>休日を定める条例第1条第3号」の6日間くらいの日数を延長すべきではないか。これで本当に「住民参加の推進が図られた行政」と言えるのか。</p> <p>②今回の意見公募手続きは「行政手続き法の適応は必要としない」としているが、総務省では適用除外で実施される任意の場合であっても「行政の透明性を確保するために、事実上『法に準じた扱い』をすることが標準的」としている。地方公共団体の場合には当該法に準ずるか自治体独自の条例や要綱を制定し、それに基づいて運営するのが一般的であるが、湯川村のように要綱を持たない自治体では、当該法や福島県の要綱を準用して実施するのが妥当ではないか。なお、当該法や県の要綱を準用すれば、意見公募手続き実施の公募の際の「基本方針（案）」の公開の手法、意見公募期間の設定は、当該法や県の要綱のガイドラインにはそぐわない。</p>	
16	p.5「2行目」；検討委員会の検討した結果」とあるが、教育委員会の検討結果を公表すべきである。	<p>この部分は、小見出しのとおり「検討委員会による検討内容」について述べたものです。</p> <p>なお、この基本方針が、教育委員会としての検討結果・方針です。</p>
17	p.6「13行目」；「15年間をつなぐわっ子育成プランの視点から」とあるのであれば、0歳～15歳までの保育所・幼稚園・小学校・中学校・児童クラブをプラスした統合であるべき。	<p>「ゆがわっ子育成プラン」は、保・幼・小・中の15年間をつなぐ教育ビジョンで、保・幼・小・中の連携及び一貫教育体系について示したものですが、施設の統合について示したものではありません。統合小学校になってもこの教育ビジョンは変わりません。「小中一貫型の学校」になることにより、これまで以上に保・幼と連携し、湯川村の子どもたちの自己実現を目指した15年間をつなぐ教育活動を推進できるようになると考えております。</p>
18	p.7「1行目」；「令和12年度4月1日開校」とあるが、上記のような学校施設を作れるのか。	<p>基本方針策定後、教育委員会で基本構想素案を提案、統合小学校整備委員会（仮称）で検討いただき、教育委員会で基本構想を固めます。以後、基本計画・基本設計と合わせて文化財試掘を行い、実施設計、建設工事と進めていきます。</p>

す。湯川村ならではの魅力ある教育活動を推進できる学校施設を建設・整備で
きるよう、教育委員会と関係者で知恵を出し合い、創意工夫をしながら、令和
12年4月開校を目指します。